

2021年7月6日

第Ⅱ期中小企業デジタル化応援隊事業事務局

利用規約改訂のご案内

平素は「中小企業デジタル化応援隊事業」にご参画いただき、誠にありがとうございます。

6月29日付の「制度活用における不正防止厳格化のご案内」でお知らせした通り、不正防止の強化のため、利用規約及び規約別添の実施要領を改訂致しますので、ご確認ください。

■改訂後の利用規約の効力発生日：2021年7月20日

■主な改訂箇所（下線部を追加）

第3条（本事業の内容）

(3) IT 専門家は中小企業等と対面もしくはオンラインで行う支援の提供について、開始から終了まですべての様子を撮影し、そのデータを保管しなければなりません。事務局から当該撮影した動画の提出を求められた場合は、指定の方法にて提出をするものとします。当該動画が提出されない場合は、原則謝金の対象外となります。

現地で行う支援の提供等動画の撮影が難しい正当な理由がある場合は、音声の録音で代用することを認める場合があります。なお、動画の撮影及び音声の録音に係る費用は、IT 専門家自身で負担いただきます。

また、支援活動動画もしくは音声は、支援完了日の属する年度の終了後5年間は保存しなければいけません。

(6) 謝金の申請：IT 専門家等は、決められた様式に基づき事務局に支援実施報告及び動画（事務局が動画の提出を求めた場合）を提出し、事務局が実施された支援内容を検査し、経費内容を確認することにより、支払うべき謝金の額を確定した後、支払いとなります。検査にあたって支援内容等に事務局が疑義を持った場合は支援に使用したドキュメントや支援に要した費用等の領収書等詳細な情報の提出を求めることで内容を再検査することとします。支援実施報告書、動画及びその他事務局が求める証拠の提出ができない場合は謝金対象外となります。

第5条（IT 専門家の登録条件）

(13) 中小企業等の代表者又は担当者としてユーザー登録していないこと。

第 7 条（中小企業等の登録条件）

- (9) IT 専門家としてユーザー登録されていないこと。
- (10) 同一の者が代表者または担当者を務める中小企業等がユーザー登録されていないこと。

第 15 条（禁止事項）

- (21) 形式・時期の如何を問わず、事務局が支払った謝金の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金等により中小企業等へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、中小企業等に実質的に還元を行うこと。

第 17 条（機密保持）

1. ユーザー及び事務局は、本事業の利用に関し、相手方から開示された機密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。また、本事業の遂行以外の目的で利用してはなりません。

■お願い事項

第 7 条（中小企業等の登録条件）に追加する下記 2 項

- (9) IT 専門家としてユーザー登録されていないこと。
- (10) 同一の者が代表者または担当者を務める中小企業等がユーザー登録されていないこと。

について事務局で厳格に審査するために、既に登録済の中小企業等にも以下の情報を追加でご提出頂くことと致しました。

- ・法人税の納税証明書
- ・代表者の身分証明書
- ・代表者の生年月日

※個人事業主として登録した場合でも、身分証明書と生年月日の入力が必要です。

<提出方法>

本事業の専用システムにログイン後、マイページの「企業掲載管理」の企業掲載編集画面からご提出ください。

※具体的な提出方法につきましては、7 月 12 日頃に別途ご案内致します。

なお 7 月 20 日の効力発生日以降は、上記の情報・書類を提出頂いて、事務局での確認が完了するまで、専用システム上での新たな相談案件の登録や提案された支援計画への合意等ができません。提供方法のご案内後に速やかに必要な情報をご提出頂けるように予めご準備ください。

また既に登録済の IT 専門家もしくは中小企業等の中で、複数の ID で登録されている方につきましては、今後ご利用頂く登録ユーザーを選択して頂くためのご案内を別途お送り致します。

本件に関するお問い合わせ先

第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事務局

お問い合わせフォーム「<https://digitalization-support.jp/contacts/add>」

TEL 番号：03-6833-2525

お問合せ時間：平日：9：00-17：00（土日祝年末年始(12月29日～1月3日)除く）
